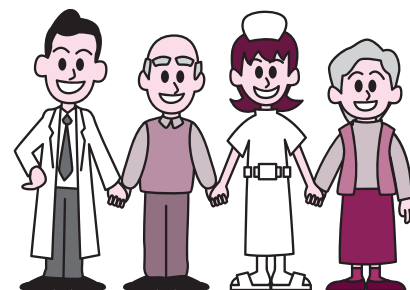


## 75歳以上の皆さんへ

# 4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まります

- 対象者は、75歳以上の方(一定の障害がある65歳以上の方で、茨城県後期高齢者医療広域連合が認定した方を含む)です。
- 現在加入している国民健康保険あるいは社会保険を脱退して後期高齢者医療制度に加入します。
- 保険料は、原則として年金からの天引き(特別徴収)になります。
- 医療費の負担は、原則1割(現役並み所得者は3割負担)です。



### □後期高齢者医療の被保険者証(保険証)をお届けする時期

4月1日現在、75歳(一定の障害がある方については65歳)になっている方

- 3月中に後期高齢者医療の保険証を郵送します。
- 現在、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方には、一緒に郵送します。

4月2日以降に75歳の誕生日を迎える方

- 75歳の誕生日までに保険証を郵送します。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証などの各種手続きが必要な方には、事前にお知らせします。

### □「保険証」の見本 (縦13cm、横9cm)

後期高齢者医療被保険者証											
有効期限											
被保険者番号											
被 保 険 者	住所										
	氏名										
	生年月日										
資格取得年月日											
交付年月日											
一部負担金の割合											
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <div style="text-align: right;">印</div>										

### □現在、老人保健法医療受給者証をお持ちの65歳以上75歳未満の方へ

- 老人保健制度から後期高齢者医療制度の対象者となります。
- 市町村へ障害認定の取り消しを申し出た方は、後期高齢者医療制度へは加入せず、現在加入している国民健康保険または被用者保険のままとなります。
- ※今後、一定の障害を有し、65歳に達した方および新たに一定の障害の認定を受けた65歳以上75歳未満の方については、申請し認定を受けると、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

### □新しい保険証の送付について

4月からの保険証は、普通郵便で送付しますが、ご希望により配達記録郵便または窓口交付を選択することができます。(3月発送時まで随時受付)

#### 申込方法／

- 配達記録郵便…210円分の切手を国保年金課医療福祉係まで郵送または直接
- 窓口交付…事前に電話で。保険証発送時期に身分証明書とはんこを持参

### □保険証の有効期限

- 有効期限は、4月1日から平成21年7月31日までの1年4か月間です。ただし、平成21年8月以降の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。
- 4月1日から7月31日までの自己負担割合(1割または3割)は、現在の老人保健制度の割合が引き継がれます。
- 8月1日から自己負担割合(1割または3割)が、前年の所得によって変更になる方は、7月中にお知らせします。
- ※自己負担割合(1割または3割)については、前年の所得に応じて毎年判定します。

#### 問 茨城県後期高齢者医療広域連合

☎029-309-1212 (制度に関すること)

☎029-309-1213 (被保険者証に関すること)

<http://www.kouiki-ibaraki.jp/>

市国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2435)